

「愛知県救命救急センター設置要綱」に基づく救命救急センター指定要件確認表（東部医療センター）

				東部医療センター	
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	摘要
運営方針	①	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	○	救命救急センターとして、24時間365日体制で救急患者を受け入れている。
	②	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れる。	○	令和元年は7,485名の搬送患者を受け入れており、うち他の医療施設から、1,011名の搬送患者を受け入れた。
	③	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。	○	院内外の連携を推進し、転院及び転棟の調整を行う者が、平日の日勤帯に救命救急センターに常時勤務している。
	④	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行う。	○	救急救命士の挿管実習等の受け入れや、臨床研修医の受け入れを実施しているほか、院内の職員に対して、救急に関する教育コースの受講の推進、教育コースの提供を行っている。令和元年度は救急救命士の気管挿管実習5名うち1名はビデオ硬性咽頭鏡研修を1名受け入れた。
整備基準	⑤	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床（概ね20床以上）の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する。	○	救命救急センターの専用病床としてICUを4床有しており、計20床運営している。
	⑥	5条3	24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	○	平日夜間及び休日はセンター内に専従の医師、看護師、専任の診療放射線技師が対応にあっているほか、各診療科医師が宿日直又はオンコール待機により、24時間診療体制を確保している。
	⑦	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。（例：日本救急医学会指導医等）	○	日本救急医学会専門医が救命救急センターの責任者に就任している。
	⑧	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間（3年程度）以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有する。（例：日本救急医学会認定医等）	○	日本救急医学会認定救急科専門医が5名在籍している。
	⑨	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	○	病院に対する消防機関からの搬送受入要請について、救命救急センターの医師等が専用電話或いはホットラインで対応し、対応記録を残している。
	⑩	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当数有するものとする。	○	55人配属されており、24時間365日体制で対応にあたるのが可能である。
	⑪	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する。	○	薬剤師が平日の日勤帯に救命救急センターに1人常時勤務している。診療放射線技師は31人、臨床工学技士は常時院内に18人待機しており、検査や緊急透析、人工心肺操作に対応している。
	⑫	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておく。	○	内心性疾患、外因性疾患において、休日夜間の院外オンコール体制が整備されていることにより、循環器疾患、脳神経疾患、消化管出血または外傷を疑う患者が搬送された時に、救急外来から診療を依頼された診療科において迅速に診療できる体制になっている。また、麻酔科の医師及び手術室の看護師が院内で待機しており、緊急手術が必要な患者が搬送された際に、直ちに手術が可能な体制が常時整っている。
施設及び設備	⑬	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を適当数有する。	○	救命救急センターの専用病床としてICUを4床有しており、計20床運営している。
	⑭	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設ける。	○	救命センターに診察室7室を保有するほか、緊急手術室10室、緊急検査室1室、放射線撮影室4室を、緊急時に優先して使用する。
	⑮	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。（併設病院を含む。）	○	免震構造である。
	⑯	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備える。	○	CT撮影装置1台、X線撮影装置2台、血管撮影装置1台等を配備しており、常時対応可能である。